| | | |
|---|---|---|
| 山内家住宅男衆部屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積二八平方メートル | 山口県防府市栄町二―一二二三―一 |
| 山内家住宅女衆部屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積一八平方メートル | 山口県防府市栄町二―一二二三―一 |
| 山内家住宅納屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積七・六平方メートル | 山口県防府市栄町二―一二二三―一 |
| 山内家住宅門及び塀 | 門　木造、瓦葺、間口二・一メートル、袖壁付　塀　煉瓦造、総延長四八メートル | 山口県防府市栄町二―一二二二―一他 |
| 佐藤家住宅隠居屋 | 鉄筋コンクリート造二階建、建築面積五六平方メートル、塔屋付 | 徳島県徳島市入田町笠木二〇〇―六 |
| 佐藤家住宅門柱 | コンクリート造門柱二基、間口二・八メートル | 徳島県徳島市入田町笠木二〇〇―一 |
| 木屋旅館本館 | 木造二階建、瓦葺、建築面積二六九平方メートル | 愛媛県宇和島市本町追手二―八六―一二 |
| 旧村上歯科医院（中町カーサ） | 木造二階建、瓦葺、建築面積一五九平方メートル | 佐賀県唐津市中町一八六八 |
| 町家カフェぜん | 木造二階建、瓦葺、建築面積一六三平方メートル | 佐賀県唐津市坊主町五五二―五 |
| 旅館綿屋本館 | 木造二階一部三階建、瓦葺、建築面積四〇一平方メートル | 佐賀県唐津市大名小路一五〇他 |
| 旅館綿屋洋館 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇平方メートル | 佐賀県唐津市大名小路一五三 |
| マルイチ葬祭斎場（旧小林家住宅酒蔵） | 土蔵造三階建、瓦葺、建築面積五八〇平方メートル | 長崎県島原市弁天町一―七一一八―六 |
| 旧伊東家住宅（四明荘）主屋 | 木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積九六平方メートル | 長崎県島原市新町二―二二五―一他 |
| 旧伊東家住宅（四明荘）表門 | 木造、杉皮葺、間口一・六メートル | 長崎県島原市新町二―二二五―一 |
| 旧岩瀬橋 | 鋼製二連トラス橋及び鉄筋コンクリート造単桁橋　橋長三八メートル、幅員二・五メートル | 宮崎県小林市水流迫字池ノ平～小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口 |
| JR吉都線えびの駅本屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積一一四平方メートル | 宮崎県えびの市大字栗下字四反田八二―二 |
| 旧重富島津家別邸主屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積二八九平方メートル | 鹿児島県鹿児島市清水町一八 |
| 旧重富島津家別邸石塀 | 石造及び煉瓦造、瓦葺、総延長一四メートル | 鹿児島県鹿児島市清水町一八 |
| 児玉家住宅主屋 | 木造平屋一部二階建、瓦葺一部鋼板葺、建築面積一八九平方メートル、門付 | 鹿児島県鹿児島市常盤一―五一四―一 |
| 児玉家住宅井戸屋 | 石造及び木造平屋建、鋼板葺、建築面積一一平方メートル | 鹿児島県鹿児島市常盤一―五一四―一 |
| 児玉家住宅表門 | 木造、瓦葺、間口五・一メートル | 鹿児島県鹿児島市常盤一―五一四―一他 |
| 鹿児島県民教育文化研究所 | 木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積五八七平方メートル | 鹿児島県鹿児島市春日町四―一 |
| 美里村屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積一六四平方メートル | 沖縄県沖縄市美里三―二二―一 |

## ○文部科学省環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月十五日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月二十五日

文部科学大臣　下村　博文
環境大臣　石原　伸晃

承認番号　14―26Ｐ―0001

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 独立行政法人　農業生物資源研究所<br>理事長　廣近　洋彦<br>茨城県つくば市観音台２―１―２ |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | *Cry43Aa1*発現葉緑体形質転換タバコ（*Cry43Aa1*遺伝子発現タバコ、*Nicotiana tabacum* L.　ＳＲ―１；ＮＴ―001） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | 所在地：茨城県つくば市観音台３―１―３<br>名　称：独立行政法人　農業環境技術研究所　隔離ほ場<br>使用期間：承認日から平成30年３月31日まで<br>１　隔離ほ場の施設<br>(1)　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場の周囲に、メッシュフェンスを設置している。<br>(2)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。<br>(3)　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網又はビニルハウス等の設置を行う場合がある。<br>(4)　使用した機械、器具及び靴等に付着した土、本遺伝子組換えタバコの種子等を洗浄するための洗場を設置している。<br>(5)　本遺伝子組換えタバコの隔離ほ場外への漏出を防止するために、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。<br>(6)　花粉の飛散を減少させるため、隔離ほ場の周りに防風林を備えている。<br>２　隔離ほ場の作業要領<br>(1)　適切な除草管理等を行う。<br>(2)　タバコ種子は蒴果（さくか）に形成されることから、蒴果が開裂する前に収穫することで種子の拡散を防ぐ。 |